

令和4年度

三芳町施政方針

令和4年2月28日

三芳町長 林 伊佐雄

はじめに

「その圧倒的な孤独は、畏敬の念を起こさせ、
地球にある存在すべては、かけがえのないものだとわかった」

1968年、宇宙船アポロ8号が、月の軌道を回った時、宇宙の巨大な暗黒を背景に、地球が大理石のように地平線から現れてきました。この言葉は、その時、宇宙飛行士ジム・ラヴェールの語った言葉です。

宇宙の中で青く美しく輝く地球。

地球は、私たちのかけがえのない故郷。

その姿を思い浮かべるたびに、地球は私たちの故郷「Earth our home」という強い思いに駆られます。

圧倒的な孤独と畏敬の念を起こさせる地球を体感したことがあります。

1992年、ブラジルのリオデジャネイロで国連環境開発会議（地球サミット）が開催されました。人類共通の課題である地球環境の保全と、持続可能な開発の実現のための具体的な方策を得ることを目的とした会議でした。国連に加盟しているほぼすべての約180か国、その他多数の国際機関、NGO代表などが参加し、100か国余の元首または首相が参加するという史上かつてないほどの大規模な会議でした。

その時、公益社団法人日本青年会議所は、日本のNGO代表として参加しました。会議には参加していませんが、私もセクレタリーとしてリオデジャネイロに行く機会をいただきました。世界の首脳やNGOが一堂に会し、地球の環境問題を解決するために真剣に取り組んでいこうという空気と大きな歴史的なうねりを肌で感じることができました。

ブラジルの森林地帯を、夜、車で走りました。どこまでも続く森林と一本の道路。外の様子を知りたくなり、車を止めてもらい一人車外に出ました。その時、襲ってきた圧倒的な静寂と孤独と暗闇。あたかも宇宙の中に一人放りだされたような恐怖に近い畏敬の感情が湧き上がってきました。空を見上げると、宇宙には満天の星が美しく輝いていました。

宇宙の中で圧倒的な孤独と畏敬の念を起こさせる地球の体感でした。

それは、いつか、どこかで体験したことがあるような、その記憶が蘇ってきました。

今から50年以上前、日本で高度経済成長が始まる半世紀以上も昔の上富です。

幼少の頃の家は、茅葺屋根でした。家は、杉林や竹林の屋敷林、さらには広大な畑や平地林に覆われていました。夜、重い引き戸を開けて外に出ると、そこは闇と静寂の世界でした。光の世界から闇の世界へ。幼心にも闇への怖さを抱きながらも、人間の存在を超えた大いなるものへの畏敬の感情があったと記憶しています。

そして、ブラジルの夜空と同じように、宇宙には美しく輝く星空が広がっていました。

ブラジルの森林地帯と上富の平地林は、お互いに地球の反対側に位置していますが、同じ地球の一部であるということを体感した瞬間でした。

その時のブラジルの夜と幼少期の上富の夜とは、当時20年以上のタイムラグがありました。今では、30年、50年以上も過去の体験になります。

この間、ブラジルも上富も大きく変貌しました。

ブラジルのアマゾンの熱帯雨林は減少し、地球の気候変動に大きな影響を与えています。三芳町も首都近郊ゆえの都市庄によって、平地林は減少し、気候変動や生態系の変化に影響を与えていないとは言えません。

1992年の地球サミットで、世界を5分間沈黙させた少女がいます。当時12歳のセヴァン・カリス＝スズキさん。子どもの環境団体の代表として子どもの視点から環境問題についてスピーチしました。

「私がここに立って話をしているのは、未来に生きる子どもたちのためです。世界中の飢えに苦しむ子どもたちのためです。そして、もう行くところもなく、死に絶えようとしている無数の動物たちのためです。

私の世代には、夢があります。いつか野生の動物たちの群れや、たくさんの鳥や蝶が舞うジャングルを見ることです。でも、私の子どもたちの世代は、もうそんな夢をもつことができなくなるのではないか？あなたたちは、私ぐらいの歳のときに、そんなことを心配したことがありますか。

私はまだ子どもですが、ここにいる私たちみんなが同じ大きな家族の一員であることを知っています。そうです50億以上の人間からなる大家族。いいえ、じつは3千万種類の生物からなる大家族です。国境や各国の政府がどんなに私たちを別けへだてようとしても、このことは

変えようがありません。

しかしあなたたち大人がやっていることのせいで、私たちは泣いています。あなたたちはいつも私たちを愛しているといいます。しかし、いわせてください。もしそのことばがほんとうなら、どうか、ほんとうだということを行動でしめしてください。」(※1)

少年時代、武蔵野の平地林を愛し、一人でよく歩きました。どこまでも続く平地林。その平地林を抜けると広い田園風景が広がり、平地林と畑が幾重にも重なり、その世界空間の中で生かされていました。草木や虫たち、行く雲、青い空、昇る陽、沈む陽、満天の星々と対話し、遠く聳える富士や秩父山脈に見守られて共に生きていました。

それは、まさしく青く美しく輝く地球そのものでした。

このかけがえのない美しい地球を未来の子どもたちに残していかなくてははいけない。

それが、私たちの使命です。

1 町政運営の基本方針

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、この2年間、多くの事業が中止、または延期となり、住民の皆さまも不要不急の外出や行動が制限され、不安と閉塞感の中での生活を余儀なくされました。本来、街は、同じ空間と時間の中で、人々が集い、交わり、学び、感動し、共に成長し、より豊かな人生を送る劇場のようなものです。その劇場は閉鎖され、その空間と時間を共有することができませんでした。

しかし、そうした中でも、東京2020オリンピック・パラリンピックは、新型コロナウイルス感染症の拡大で1年延期となりましたが、開催することができました。緊急事態宣言下で、しかも無観客開催というオリンピック史上前例のない大会でした。三芳町は、オリンピックでオランダ女子柔道チームのホストタウン、パラリンピックでマレーシアの共生社会ホストタウンでした。また、聖火リレーが町を駆け抜け、多くの住民の皆さまのご協力をいただき、ホストタウンとしての使命を果たすことができました。関係者の皆さまに心から厚く御礼を申し上げます。

町制施行50周年記念式典も1年半延期となり、この3月26日に開催する予定です。

新型コロナウイルス感染症の終息は、変異株の出現など、今後も予断を許さない状況が当面続くと考えられます。しかし、人類の叡智と科学、どんな困難をも乗り越えてきた人類の「百

折不撓」というDNAのもと、必ず克服できると信じています。

今年度は、オリンピック・パラリンピック、町制施行50周年、コロナ後の未来の新たなまちづくりに向かって歩いていく時です。

地方自治体を取り巻く環境は、依然として厳しい状況に置かれています。少子高齢化、人口減少、そして社会保障費の増加、「公共施設マネジメント基本計画」に基づく公共施設の更新による財政運営など多くの課題を抱えています。引き続き、定住人口を増やし、企業誘致などにより財源を確保し、地域経済を活性化し、いかに魅力あふれ活力ある町を創っていくかが地方自治体の重要課題となっています。

「第5次総合計画」は、目標年度が令和5年度です。残りの期間が2年となりました。この2年間で、各施策の目標の達成に全力を挙げることはもとより、「第6次総合計画」の策定に向けて着手してまいります。「第6次総合計画」は、オリンピック・パラリンピックのレガシー、町制施行50周年、コロナ後も睨んだ新たな未来のまちづくりビジョンと、2030年を目標年度にしている「SDGs（持続可能な開発目標）」、「ゼロカーボンシティ宣言」（3月26日宣言予定）など地球規模での課題も視野に入れていくことが求められます。今年度は、その未来ビジョン策定のスタートの年になります。「第5次総合計画」の評価分析と未来への洞察、熟慮、叡智を重ねる年になります。こうした町政運営の基本的な考えのもと、3つの基本方針について述べます。

2 さらに持続可能なまちを目指して ～プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）の中で

昨年11月、「世界農業遺産国際会議2021」が、石川県で開催されオンラインで参加しました。国際連合食糧農業機関（FAO）など国際機関をはじめ、国内外の認定地域の代表者や政策担当者、研究者などが一堂に会し、これまでの取組・成果を発表しました。

特に本会議では、英国グラスゴーで開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」の直後ということもあり、世界農業遺産がSDGsの達成、気候変動の緩和、生物多様性の保全など世界的課題の解決に貢献することの確認や提言もされました。あらためて世界農業遺産に申請中の当地域の「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の使命と役割を再認識したところです。

会議の中で、公益財団法人地球環境戦略研究機関の武内和彦理事長が、スウェーデンの環境学者ヨハン・ロックストロームの「プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）」と、農業遺産

のSDGsへの貢献について講演されました。

ヨハン・ロックストロームの科学的知見に基づく「プラネタリー・バウンダリー」の提案は次のとおりです。

~かつて人類は、大きな地球の中で小さな世界に住んでいた。しかし、人類の社会経済活動が、産業革命以降加速度的に拡大され、私たちが地球上で安全に生存できる限界を超えようとしている。今日、私たちは、小さな地球の大きな世界の中で生きている。そこでは環境への圧力は飽和点に達し、地球は増え続ける異常気象の損害や食料・資源の価格変動といった形で世界経済に対し請求書を送り始めている。人類には、地球の限界の範囲内で、科学技術の発展や持続可能な社会への転換、貧困の緩和と経済成長を追求する新たな発展パラダイムが求められ、行動を起こさなくてはならない。(※2)

SDGsの基盤となった科学的知見に基づく概念です。

プラネタリー・バウンダリーの9つの指標(※3)のうち、生物多様性の損失、生物地球化学的循環は、すでに不確実性領域を超えたレッドゾーンに、気候変動、土地利用の変化は、不確実性領域のイエローゾーンに位置しています。地球システムにおいて突然の破滅を招くような転換点を超えてしまわないように、持続可能な技術革新により人類の反映と地球の安定に取り組んでいかななくてはなりません。

三芳町は、令和元年「SDGsのまちづくり宣言」を行い、「第5次総合計画後期基本計画」では、SDGs17の目標と各施策を関連づけて持続可能なまちづくりを推進しています。地方自治体が、環境・経済・社会の課題解決に向けてSDGsの目標達成に取り組んでいくためには、今後、企業、NPO、関係団体、住民等とのネットワークの構築を進めていくことが重要です。

町制施行50周年記念式典では、「みよしSDGs宣言」をされた企業、NPO、各団体、個人と、さらなる連携協力強化を図る新たなスタートの場とするとともに、「ゼロカーボンシティ宣言」も行う予定です。すでに、地元企業とは、カーボンニュートラルのまちづくり、電気自動車の普及、活用、再生可能エネルギーの導入促進などの包括連携協定も締結しました。

さらなる持続可能なまちづくりを推進していくためには、プラネタリー・バウンダリーを強く意識しながら、地元企業や研究機関と連携を図りながら、地方自治体自らが持続可能な技術革新とその展開の場の中核となって活動していくことが求められます。

「持続可能な世界へ発想を転換するには一世代は必要であり、私たちはすでに出遅れている。あと30年経つと、もう手遅れになる。」(※2)

危機は地球規模で差し迫っています。

3 明日のまちづくりへパラダイムシフト ～（仮称）みよしフォレスト・シティ構想に向けて

三芳町は、「第5次総合計画」で「未来につなぐひとまちみどり誇れる町」を将来像に掲げ、豊かな武蔵野の平地林や三富新田に代表される田園風景と都市機能が調和し、人々が共に支えあい、生きがいと誇りをもち輝くことのできる都市の実現を目指しています。

しかし、未来のまちづくりビジョンを描く上で、既に述べたように、プラネタリー・バウンダリーの中で地方自治体としての使命と役割を認識し、持続可能な町の未来像を再構築していくことが必須となっています。

「Think Globally Act Locally」（地球規模で考え、地域で行動する。）

これまで環境問題等で行動する場合のスローガンでした。しかし、今、様々な地球的課題が人類の安定と平和な生活を脅かしている時、さらに私たちは、

「Think Locally Act Globally」（地域で考え、地球規模で行動する。）ことへの発想の転換と行動の変容も求められています。

なぜならば、地球上で起こる人類の自然や政治、経済などの行為は、すべて密接につながり、私たちの生活はもとより、未来の子どもたちの命と幸せをも左右しているからです。

こうした中で、新たな時代のまちづくりへのパラダイムシフトとして、「（仮称）みよしフォレスト・シティ構想」の策定に向けて取り組んでいきたいと考えます。

基本的な構想策定にあたっての視点として3点あります。

第1に、プラネタリー・バウンダリーに基づくSDGsのまちづくりの推進

第2に、三芳町の歴史、文化、自然、産業等を活かしたまちづくりビジョン

第3に、未来の都市計画に「ガーデン・シティ（田園都市）」構想を

第1の視点については、既に述べたとおり「SDGsのまちづくり宣言」により、SDGsの17の目標と総合計画の各施策を関連づけて持続可能なまちづくりを推進してきました。今

後、タイムリミットのあるプラネタリー・バウンダリーの中で、さらなる推進が必要です。危機は地球規模で差し迫っているのです。美しい地球の自然環境、そして未来の子どもたちの命と幸せを守り、持続可能な社会を継承していかなくてはなりません。環境・経済・社会の各分野での課題解決に向けては、企業、NPO、関係団体、住民等とのネットワークを構築し、ワンチームとなって取り組んでいくことが重要です。

第2の視点は、320年前から継承されてきた当地域の「武蔵野の落ち葉堆肥農法」をまちづくりの核に位置づけることです。すでに、農業遺産がSDGsの達成、気候変動の緩和、生物多様性の保全など世界的課題の解決に貢献することについては述べたとおりです。

この農法は、「草地」「芝地」といわれた武蔵野台地に植樹をし、平地林を作り、食料と生活を保障し、豊かな自然と生物多様性を保全・継承し、循環型の持続可能な社会を実現してきました。独立行政法人国際協力機構（JICA）によって南米チリ、サンペテロ村で砂漠化防止の農村計画にも参考にされており、「低炭素社会」「環境保全型社会」「自然共生社会」への貢献により「持続可能な社会」の知恵が集約されています。SDGsの目標2「飢餓をゼロに」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標15「陸の豊かさも守ろう」に貢献しています。

ヨハン・ロックストロームは、プラネタリー・バウンダリーの9つの指標の中で、最も深刻な状況は、生物多様性の損失であり、気候変動について取り組むべき最重要性の分野として、排出量の削減から生物圏の管理に焦点が移りつつあることを指摘しています。（※3）

こうしたことを鑑みると、当地域の歴史、文化、自然、産業等に由来したまちづくりの原点は、320年前の先人たちの開拓にさかのぼります。それを継承して未来のまちづくりに活かしていく。都市圧によって平地林の減少が進む当地域において、先人たちに学び、植樹をし、美しく豊かな自然と多くの生物が共存する環境を保全、再生、拡大していくことが、当地域の「Think Locally Act Globally」になると考えます。それが、「(仮称) みよしフォレスト・シティ構想」の中核となります。

緑化政策では、大きな成果をあげているシンガポールや、現在、市の50%を緑化する計画を進めているパリ市など、三芳町とはスケールは異なりますが、その理念や施策などが参考になるのではないかと考えます。

「ボルネオの熱帯雨林のような自然地域は、たとえ遠く離れていても、東京やシカゴのような都市に必要不可欠だということだ。それは、まるで肺がなければ筋肉を動かせないのと同じだ。都市や社会、国家は、健全に機能する自然生態系に依存しながら永らえ繁栄している。ポ

ルネオと東京やシカゴは、実はつながり、支え合っているのだ。」(※2)

当地域の平地林も、東京やシカゴの肺、いわば「命の砦」になって支えあっているのです。

コロナ後の未来のまちは、東京に近く、「農」と「自然」と「食」があるまちで、三芳町はその可能性がある、ある建築家からお話をいただきました。

第3の視点、未来の都市計画を考える上でヒントを与えてくれます。

近代の都市計画は、エベネザー・ハワードの都市計画論(※4)に負うところが大きいと言われていています。19世紀から20世紀にかけて、ヨーロッパをはじめアメリカなどの国々では、都市への人口の流入とスラム化、地方の荒廃が共通の問題となっていました。この問題を解決するために提案されたのが、ハワードが説く「ガーデン・シティ(田園都市)」です。都市と田舎のそれぞれの良いところ～「魅力」～を結び付け、新しいコミュニティを作ることが目的でした。それは、牧歌的な郊外住宅地ではありません。そこに住む市民の健康、衛生、活力などの生活を中心に考え、一方で都市の物理的形態よりは社会システムや事業収支計算に、著書の中で多くのページを割き、最新のテクノロジーを取り入れた超ハイテク都市でした。

平成25年、関東町村会海外行政視察でドイツ、スイスを訪問しました。環境先進国と言われるドイツのカールスルーエ市は、一つのモデルとなるのではないかと考えます。カールスルーエ市は、市の文化と歴史に基づきながら、緑化政策だけではなく、都市交通、環境政策、福祉などが互いに結び付きながら市民参加で「環境と調和した持続可能な社会」を実現していました。(※5)

東京に近く「農」と「自然」と「食」があるまちという言葉の背景には、ハワードのガーデン・シティ構想が垣間見えます。三芳町の「魅力」をさらに磨き、ハワードの都市計画の基本的な考え方をもとに未来のまちづくりパラダイムを構築していきます。それは、単なる牧歌的な郊外住宅地ではない、都市と田舎(農)の魅力を兼ね合わせ、さらには時代のニーズに応える三芳町独自のコンパクトでスマートなまちづくりです。

4 価値のあるものは、すべて他の人の中にある ～「Together」オリパラのレガシー

三芳町は、東京オリンピックでオランダ女子柔道チームのホストタウンでした。これまで、

チームは4度の事前キャンプを行い、交流事業も実施し、友好関係を深めてきました。大会では、女子70kg級でサンネ・ファン・ダイク選手（親しみをこめて「サンネ」と呼びます。）が銅メダルを獲得。ホストタウンとして大きな喜びとするところです。

オランダ女子柔道チームが帰国する際、コーチをはじめ選手団にお会いしました。これまで4年間の交流事業への感謝とサンネへの祝意を述べるためでした。サンネは、私たちに銅メダルをバッグから取り出し、手にとって満面の笑みで見せてくれました。しばらくして、私のところにやってきて、ご自身がお土産に購入されたのだと思いますが、リストバンドをプレゼントしてくれました。

そこには「Together」と書かれており、「Together」という言葉を指さし、「皆さんのお陰で共に戦い、銅メダルを獲得できました。ありがとう。」と語りかけてくれました。

「Together」は、東京大会から加わったオリンピックのモットーです。

オリンピックのモットーに「Faster・Higher・Stronger」（「より速く、より高く、より強く」）があります。これは、1894年、「近代オリンピックの父」と呼ばれるフランスのピエール・ド・クーベルタン男爵が提案したもので、「より高いパフォーマンスを通して、人間の完成に向けて永久に努力すること」を意味しています。

国際オリンピック委員会（IOC）は、制定から約130年近くたった昨年開催の東京オリンピックから、新たに「Together」という言葉を加えました。そこには、新型コロナウイルス感染症が拡大する世界において、世界中の人々がスポーツを通してさらに連帯することへの思いが込められています。

サンネの活躍をオランダでは、どのように紹介しているのか気になり、オランダ在住の知人に訊ねてみました。

オランダからのメールに、これまでのサンネに私たちの知らなかった苦難と悲しみがあったことを知りました。新聞やテレビ番組への出演等で紹介されていました。

新聞3紙の要約です。

『柔道家サンネ・ファン・ダイクは亡くなった兄に銅メダルを捧げる。』

「一昨年、サンネは幼女の頃、柔道へ導いてくれた兄とトレーニングパートナーを亡くしていました。また、オランダ代表をかけて、他選手とのし烈な戦いがあり、こうした困難を乗り越えて、金メダルのみを目指して東京オリンピックに出場しました。

決勝進出をかけた準決勝で負けてしまい、すべては終わってしまったと内に籠るような気持ちになりました。ミヒヤエルコーチは、そんな彼女を鼓舞し、励ましました。そして、彼女は、この試合は私自身のためではなく、兄弟のため家族のために戦うとの信念のもと、自分自身を取り戻し、複雑な思いと重圧を跳ね返して銅メダルを獲得しました。

勝利の直後、彼女は空にいる兄に向かって両手でハートマークを作りました。

オランダはその日、一日で8つのメダルを獲得し歴史的な記録を残しました。1928年、約100年前にアムステルダムで開かれたオリンピックで、一日に7つのメダルを獲得した記録を、その日最後に長い延長戦の末にサンネ選手が獲得したメダルが破ったのです。」

サンネは、帰国後、オリンピック選手や関係者を招いたテレビ番組にも出演しました。

番組のホストが次のような質問を彼女にしました。

「他の人と共有できる、昨年学んだことは何ですか？お兄さんとトレーニングパートナーの事を考えていると思いますが。」

彼女は次のように答えました。

「スポーツは最も重要な事ではないということです。愛や幸せ、価値のあるものはすべて、他の人の中にあるということです。それに気付くには努力が必要でした。彼らを取り戻すことはできないですからね。」

「愛や幸せ、価値のあるものはすべて、他の人の中にある」

「Together」

サンネが私に伝えた「Together」には、心の痛みと悲しみを伴った深い愛と人生の真実が込められていたのです。

人は一人では生きていけない。社会の中で人と人との間で共に生き、生かされている。家族、友人、職場で、地域社会で、日本人として、人類の一員として、さらにはあらゆる命ある生き物とともに。

この青く美しく輝く地球で。

未来の子どもたちとともに。

Together

共に生きること
それは生きる源であり
生きる力であり
生きる目標であり
生きる喜びであり
生かされている感謝であり
そして
生きる意味そのもの

このことをサンネは私たちに教えてくれました。

私たちにとってのオリンピックのレガシーは、サンネが教えてくれた「Together」であり、その実現に向けて生きていくことです。

オリンピック・パラリンピックは閉幕しましたが、私たちの心の中にその精神はレガシーとなって灯され燃え続けています。

5 令和4年度予算編成について

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、町財政運営の根幹である町税については、令和3年度当初予算で想定していたほどの大きな落ち込みは見込まれないところです。しかし、歳出面では、団塊の世代の後期高齢者への移行をはじめとする少子高齢化による社会保障関係費の増加だけでなく、老朽化する公共施設の更新等、将来負担への備えなど、財政需要の増加も想定されます。

こうしたことから、「第5次総合計画」の基本理念のひとつ「持続可能なまちづくり」を徹底するため、財政状況を考慮しながら基金への積立を積極的に行うことで将来負担に備えるほか、不断の行財政改革により持続可能な財政運営を行っていくことが重要であると考えます。

令和4年度の当初予算は、一般会計が127億660万8,000円で、前年度と比較しますと、2億8,830万2,000円、率にして2.3%の増となっています。

衛生費や土木費が減少したものの、総務費や民生費が大幅な増となったため、予算総額は増となりました。

まず、歳入ですが、町税は、73億3,532万2,000円を見込みました。対前年度比

7億172万4,000円、率にして10.6%の増です。令和3年度限りの新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税、都市計画税の特例軽減措置が終了すること、令和3年度の法人町民税が見込みを上回って推移していることなどから増額を見込んだものです。地方特例交付金につきましては、4,300万円を見込みました。対前年度比3億600万円、率にして87.7%の減です。固定資産税、都市計画税の特例軽減措置の補填であった、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が皆減したことによるものです。国庫支出金につきましては、14億7,960万4,000円を見込みました。対前年度比8,380万5,000円、率にして5.4%の減です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が増額となった一方、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、社会資本整備総合交付金が減額となったことによるものです。繰入金につきましては、3基金より4億6,171万5,000円を繰り入れるものとし、対前年度比2億6,727万円、率にして36.7%の減となりました。町債につきましては、3億8,370万円を借り入れるものとし、対前年度比5,660万円、率にして12.9%の減となりました。

次に、歳出ですが、衛生費は新型コロナウイルスワクチン接種事業等の減により1億1,375万1,000円の減、土木費はスマートIC利便性向上促進事業等の減により1億5,272万9,000円の減となっています。一方、総務費は地方創生臨時交付金費、ふるさと納税推進事業等の増により2億4,643万8,000円の増、民生費は後期高齢者医療支援事業等の増により2億705万8,000円の増となっています。

なお、財政調整基金の残高については、当年度末13億7,561万5,000円を見込み、対前年度比6億2,044万7,000円の増となりました。特定目的基金も含めた一般会計の合計基金残高につきましても、当年度末25億3,314万6,000円を見込み、対前年度比13億3,213万7,000円の増となりました。

国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の特別会計予算については、総額75億4,614万3,000円で、前年度と比較して3.9%の増となっています。

また、水道及び下水道の事業会計予算については、収益と資本を合わせた総支出が総額23億2,082万3,000円で、前年度と比較して2.3%の増となっています。

以上、一般会計、特別会計、事業会計を合わせた町全体の予算規模につきましては、225億7,357万4,000円となっています。

6 令和4年度主要事業

次に、令和4年度主要事業について、「第5次総合計画後期基本計画」における施策体系に沿って説明します。

I みんなで未来を拓くまち

(1) 多様な交流・協働のまちづくり

今年度は、「第6次総合計画」の策定に着手する年です。よい政策を立案するためには、より多くの人と対話を重ね、より多くの皆さまが参画する仕組みが必要です。コロナ後の新しいまちづくりに向けて、今年度も「まちづくり懇話会」「みよし machi-JAM」「まちづくりワークショップ」「政策研究所」等の様々な場を活用することで、多くの住民の皆さまのご意見を伺い、政策策定や行政運営に活かしてまいります。

町では、これまで、民間企業、団体、地方自治体、大学、金融機関等と防災、食、健康、交通、地方創生等様々な分野でSDGsに貢献する包括協定を結び、課題解決に向けて取り組んでまいりました。直近では自動車会社、電力会社及び町による「電気自動車の活用等によるSDGs連携協定」を締結しました。今後も官民連携の取組をさらに進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症禍において、住民の皆さまの活動が制限されている今日、協働のまちづくりのあり方も、変化しています。「第6次総合計画」策定を視野に、今一度「協働」という住民参加の手法を再確認するとともに、三芳町らしい協働のまちづくりのあり方について、住民の皆さまと共に検討を進めてまいります。

東京オリンピック・パラリンピック大会は、新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な制限が課された中での開催となりました。聖火リレーでは、約400人にも及ぶボランティアスタッフ等の協力のもと、「希望の火」を、みらい通りから国道254号の間約1.6km、8人のランナーにより繋ぐことができました。また、オランダ女子柔道チームの事前キャンプでは、サンネ選手の銅メダル獲得に少しでも貢献ができたものと理解しています。マレーシアパラリンピック選手団の事前キャンプは実施できなかったものの、選手の活躍を通してスポーツが与える力を再確認することができました。今年度は、これらオランダとマレーシアとの繋がりを

活かし、スポーツだけでなく、様々な分野や場面を通して国際的な交流や体験の場を設けてまいります。

これからの未来を担う子どもたちには、国際理解や国際感覚の醸成が必須です。国際社会に目を向け異文化についての理解を深めるとともに、日本文化の良さに気付き誇りを育むことにより、他国を尊重し、国際社会の一員であるという意識を養います。今年度も、小中学生に対し、マレーシアとオランダの両大使館から講師を招聘し、交流を図ります。また、中学生は、異文化を理解する意識を養うため、姉妹都市であるマレーシアペタリングジャヤ市開催のオンラインによるインターナショナルユースリーダーシップキャンプに参加します。

オランダとの中学生の海外派遣事業については、新型コロナウイルス感染症、ホストファミリー、受入れ学校の状況等の調査を行い、実施を検討します。

また、今年度も引き続き、英語力の向上のため、小中学生希望者に英語検定試験の検定料の一部を補助します。

(2) 未来を担う人材の育成

今年度も安全安心な学びの場として、児童生徒が豊かな学校生活を送れるよう、学校施設の改修や修繕を計画的に実施してまいります。主なものとして、三芳東中学校校舎西側（普通教室棟）和式トイレの洋式化と感染症対策として自動水栓を導入します。

また、経済的な理由で生理用品を購入できない児童生徒のために、小中学校トイレに、生理用品を配置します。

子どもたちの教育にとってどのような学校が良いのか、望ましい学校教育の実現に向けて、「小中学校適正規模適正配置検討委員会」を設置します。現状の学校の配置や規模、学年及び学級の規模等にどのような課題があるのか、児童生徒数の推移によってどのような課題が顕在化してくるのか、関連する資料やデータを収集・分析するとともに、国や県の法令上の規定や指針、「公共施設マネジメント基本計画」等との整合を図り、今後の学校のあり方を考えます。

子どもたちの学力の向上、いじめや不登校対策、虐待やヤングケアラーの早期発見など学校現場での情報共有は大きな課題です。また、これらを解消するため教職員の負担はますます大きくなっています。学校における業務のデジタル化を推進することで、事務処理に要する時間

を短縮し教職員の業務負担を軽減するため、小中学校8校に、「統合型校務支援システム」を導入します。これにより、教師の子どもと向き合う時間や教材研究の時間を確保し、学校全体の教育力の向上を図るとともに、文書をデータ化し、ペーパーレスを推進します。

学校給食センターにおいては、引き続き安全安心で豊かな学校給食を実施するため、日々、衛生管理の徹底に努めます。献立については、オランダとマレーシアの料理を学校給食に引き続き取り入れることで、児童生徒の国際感覚や異文化理解を一層高めます。また、町の豊かな食材「みよし野菜」を積極的に取り入れながら、季節によって特色ある献立の実施に努めます。

子どもたちが多様なあり方を認め合い、自分らしく幸せに生きるために、また、夢や目標を持ち、心豊かにたくましく成長できるよう、～生命（いのち）輝く！元気みよしっこ～「三芳町家庭教育宣言」を制定しました。今年度は、この宣言を基に、学校やPTAと連携し「命の授業」講演会を実施するほか、引き続き「親の学習講座」や「家庭教育学級」等を展開してまいります。

核家族化や共働き世帯の増加、少子化の進行、貧困家庭の増加等により、子育て家庭の孤立が生じ、青少年の健全な育成が難しくなっています。

今年度も、「子ども会育成会連絡協議会」を中心に「子どもフェスティバル」「ドッジボール大会」「チャレンジアドベンチャーキャンプ」「青少年の主張（青少年健全育成町民大会）」等を実施し、地域ぐるみの子育てにより、地域、保護者間、子ども間の交流を促進し、青少年の健全な育成を図ってまいります。

三芳町青少年相談員協議会は、県下有数の登録数を維持しており、青少年健全育成活動の安定化に繋がっています。彼らの協力を得て、引き続き「ジュニアボランティアリーダー」「みよし子ども探検隊」等子どもたちの週末活動を支援してまいります。

また、子どもたちを凶悪な事件等から守るため「子ども110番の家」のステッカーデザインのリニューアルや「キッズ防犯教室」を引き続き実施するとともに、青少年育成推進団体員の協力を得て、町内のパトロール活動を行い、青少年の非行防止を図ってまいります。

一人ひとりが多様性を認め合い、支え合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現には、人権啓発による人権意識の高揚が基本になります。今年度も引き続き、「人権教育実践交流会」「人権作文・標語・ポスター募集」「花いっぱい運動」等様々な事業機会を通じて、一人ひとりの人権に対する正しい理解と意識を深めてまいります。

男女共同参画については、「第4次男女共同参画基本計画・DV防止基本計画」の策定に向けて、前計画の進捗状況調査と意識調査を実施します。住民や事業者、各種団体と連携・協力して取り組んでまいります。

また、昨年度、「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。今年度は、更なる制度の周知や啓発を進めることで、性的少数者の皆さまの精神的な安心感や生きづらさの軽減、社会的な理解の促進を図るとともに、他の地方自治体との情報交換を積極的に進めてまいります。

(3) 生涯にわたる学びと活動の場

生涯にわたって主体的に学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動ができる様々な場を設けることで豊かな人生を送れるよう、地域のNPO・企業等と連携し、住民の皆さまの自主的な学習と地域の組織的な学びを支援してまいります。

今年度も「多文化共生社会参加支援事業」として、外国籍の方へ日常生活に必要な通訳や役所窓口等諸手続への同行支援を実施してまいります。新たに、外国籍の方、障がいを持つ方、生活困難や学習困難等生きづらさを抱える若者等に対して、理解と支援を募る相互交流の場として「多文化共生カフェ」事業を実施します。

公民館においては、今年度も「高齢大学」「町民文化祭」「子ども大学」「にほんご教室」「子ども学習ひろば」「週末ほっとワークス」「サークル一日体験講座」「竹間沢マンスリースクエア」「キッチンスタジオ、音楽スタジオ」等施設の特徴を活かしながら、多様な層に多様な学習環境を提供してまいります。

図書館においては、昨年度、よみ愛・読書のまち5周年特別講演会及び町制施行50周年プラス1事業として、国際アンデルセン賞作家の「角野栄子先生講演会」を開催し、大変好評でした。図書貸出数についても20年連続で県内第1位となりました。今後も、住民ニーズを捉えた新鮮な資料収集に努め、住民の皆さまの豊かな読書活動や学習活動を多面的に支援します。

今年度も、「第3次子ども読書推進計画」に基づき、家読、読み聞かせなどの読書活動が活発に展開される「よみ愛・読書のまち」をさらに推進させ、生涯にわたり住民の皆さまが様々な場で読書の喜びを共有できるまちづくりに努めます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で延期した読書イベント「オランダの絵本と音楽のひととき」を開催します。

昨年度「MIYOSHI ホストタウンメモリーズコンサート」を開催し、オリンピック・パラリンピアン等のオンラインによる出演、事前キャンプや住民交流等の映像を交えながらのオーケストラの演奏により大会を振り返りました。また、各小中学校と庁舎内に聖火リレーのトーチを展示しました。これらにより、少しでもオリンピック・パラリンピックのレガシーを住民の皆さまの心に遺せたのではないかと考えています。

オリンピックに30数年ぶりに参加した日本のハンドボール競技ですが、今年度も引き続き、大崎電気工業株式会社の協力のもと、「みよしジュニアハンドボール」の運営や小学校での「ハンドボール教室」、中学生クラブチームへの支援事業を実施します。マレーシアとの交流を契機に始めたバドミントン事業は引き続き実施し、新たな国際交流スポーツについても検討してまいります。また、アスリート育成とスポーツ振興に向け「スポーツ奨励金制度」による支援を引き続き推進します。

総合体育館を含む体育施設については、感染症拡大防止と利便性向上を目的にICカード化による「券売機非接触型入退室管理システム」を導入します。また、劣化状況が課題となっている運動公園テニスコートのオムニ化事業に着手します。

新型コロナウイルス感染症による制限の中で実施された芸術文化事業は、芸術文化が人々に新たな力や希望を与え、一人ひとりが自分らしく心豊かで充実した生活を送るうえで重要なものであると私たちに教えてくれました。昨年度開催した「ショパンピアノ国際コンクール本選出場記念 岩井亜咲さん応援コンサート」や、映像と音楽で振り返る「MIYOSHI ホストタウンメモリーズコンサート」については、住民の皆さまから感動の声をいただき、芸術文化が持つ力を再認識する機会となりました。

今年度は、「芸術文化のまちづくり条例」に基づき、芸術文化の推進と継続を図る「芸術文化推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的に各種施策を実施してまいります。

豊かな文化を培う土壌作りを目的に、新たな芸術文化活動を支援するための「芸術文化活動奨励金制度」の創設、小中学生を対象とした芸術文化に触れることができる事業、多くの人に参加し発表ができる場を作り若手の育成に繋げる「(仮称)芸術文化祭」等を通して、生き生きとした魅力あふれるまちづくりを目指してまいります。

文化財は、住民共有の財産であり、町が歩んできた軌跡を知り将来の進むべき姿を導く重要な資料です。今年度は、かけがえのない文化財を将来にわたり保護・保存するため町指定文化

財「旧島田家住宅」の茅屋根補修を実施するとともに、文化財の新指定に向けた調査や古文書の修復作業を引き続き進めます。

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

(1) 健康で安心して暮らせるまちづくり

新型コロナウイルス感染症については、今年度も、町内医療機関のご協力によりワクチン接種体制を維持し、3回目の追加接種と小児用ワクチンの接種を迅速に進めてまいります。今後も、新たな変異株の出現や感染者数の動向に注視し、予防対策を推進してまいります。

母子保健事業については、今年度も、母子保健と子育ての両面から支援の充実に努めてまいります。

昨年度から導入した電子母子手帳を活用し、新型コロナウイルス感染症禍においても、対面による相談と並行しオンラインによる相談や動画配信など、様々な子育て情報の発信を進めてまいります。

多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的な負担が大きくなります。通常健康診査を超えて受診する費用を補助することで、多胎妊婦の経済的負担を軽減します。

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない産婦に対する健康診査の費用を助成します。産後の初期段階における母子への支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を強化します。

また、3歳児健康診査において、弱視の早期発見を目的に、屈折検査機器（スポットビジョンクリーナー）を導入し検査を実施します。自覚的な視力検査が可能となる3歳児に対して検査を実施することで、弱視の早期発見に努めます。

こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費の福祉3医療費につきましては、これまで三芳町、富士見市及びふじみ野市の医療機関のみ現物給付でしたが、順次、県内医療機関にまで拡大します。重度心身障害者医療費につきましては現物給付の対象年齢を全年齢に拡大します。加えて、ひとり親家庭等医療費につきましては、課税世帯からの一部自己負担徴収をなくし、経済的負担を軽減します。

児童虐待は、年々増加し、深刻な社会問題となっています。町においても、子育て中の家庭を孤立させない支援体制を整えるため、「子ども家庭総合支援拠点」を新設し、関係機関とのより一層の連携強化に努めます。

すべての子どもたちが育った環境に左右されず、夢と希望をもって生活し、貧困の連鎖がないよう必要な支援と環境を整備するため「子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。今年度は、これに基づき、子どもたちが健やかに成長していくことのできる、誰一人取り残さない社会の実現のため、関係機関とより一層の連携を強化し、課題に応じた切れ目のない支援に努めてまいります。

保育所の待機児童の解消や施設の環境整備も重要な課題です。

今年度、町内の幼稚園一園が幼保連携型認定こども園へ移行し、新たに保育枠として、20人の受入れが可能となりました。これにより、待機・保留児童の解消に取り組んでまいります。

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、保育の担い手となる保育人材を確保するため、民間施設の保育士の処遇改善を引き続き実施してまいります。

第三保育所においては、医療的ケアが必要な子どもを、福祉、医療用具等の整備と看護師配置により十分な体制で受け入れます。また、厨房設備の最適化を図るとともに、劣化した床や壁の修繕工事を実施します。

みどり学園においては、昨年度「児童発達支援センター」を設置し、通所利用障がい児への療育やその家族の支援を行うとともに、専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族の相談支援、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う地域支援機能を持った町の中核的な施設となりました。また、言語指導の外来枠を設けることで、増加する言語療法のニーズに応えることが可能となりました。今年度は、これらのサービスを活かし、利用者のさらなる利便性の向上につなげてまいります。

介護保険事業については、「第8期介護保険事業計画」に基づき、基本理念である「高齢者が生きがいをもって、楽しく暮らせるまち」の実現に向け、総合的に進めてまいります。

中でも看護小規模多機能型居宅介護・介護予防看護小規模多機能居宅介護施設については、令和5年度開設に向け準備を進めてまいります。

昨年度開設した認知症サポートセンターを中心に、「チームオレンジ事業」「認知症ケア相談事業」「認知症サポーター養成講座」等の事業を実施し、認知症についての理解を深め、認知症の方やそのご家族をはじめ、地域の皆さまの誰もが安心して暮らせるよう共生のまちづくりを

目指してまいります。

平成30年度から東入間医師会に委託し、入院や退院等も含めた在宅医療の相談に応じる「地域医療・介護相談室（東入間医師会訪問看護ステーション内）」を開始しました。医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業所等と、医療と介護の連携について協議を進めていくため、会議や研修会を定期的に行っています。今年度は、病院や介護支援事業所との入退院ルールの作成や共有化を推進し、更なる連携強化を進めてまいります。

住民の皆さまが住みなれた地域で安心して暮らし続けられることはとても大切です。今年度も引き続き「ささえあい・みよし（生活支援体制整備推進協議体）」において、住民ワークショップを通して支え合いの地域づくりを目指します。

新型コロナウイルス感染症禍において、新たな健康課題が明らかになる中、高齢者の皆さまが健康で安心して自分らしく暮らしていくため、生活習慣病予防やフレイル予防に着目した「Health For All 事業」を進めてまいります。

また、「健康マイレージ」については、参加者を一層増やし、取り組む皆さまのモチベーションがさらに上がるよう見直しを実施します。

介護予防事業は、各介護予防教室において感染症対策を行い、継続して実施してまいります。

社会福祉法に基づき策定した「地域福祉計画」は、町が目指す「共生社会のまちづくり」の根幹をなすもので、福祉に関する総合的な計画として、関連する分野別計画「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」「自殺対策計画」との連携を図りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図り、包括的な支援体制の構築を目指してまいります。

障害者基本法に基づく「障がい者福祉計画」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を令和3年から令和5年の3年間の期間で策定しました。これらの計画では障がい福祉に関する方向性を政策的観点とサービス提供という観点で施策を推進してまいります。また、所管課に設置した基幹相談支援センターでは、引き続き各相談支援事業所の取りまとめ役としての機能を果たしてまいります。

長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により高齢者の生活様式や心身の状況は大きく変化しています。今年度の「高齢者にやさしいまちづくり懇談会」は、コロナ後の高齢者の生活に焦点を当て、心身共に健康で、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指し実施してまいります。

これまで「障がいを知り共に生きる」をキャッチフレーズとした「あいサポート運動」をは

じめ、「手話言語条例」「精神障がい者地域交流事業」「ささえあい・みよし」「こども食堂」、マレーシアとの「共生社会ホストタウン」等により、共生社会の基礎を築いてまいりました。

これを経て、昨年度「共生社会推進懇談会」を発足し、委員それぞれの活動経験に基づいた貴重な提言をいただきました。今年度は、この懇談会での提言を踏まえ、共生社会の実現に向けた宣言等の策定を検討してまいります。

今年度も「あいサポーター研修」を実施するとともに、共生社会実現に向けた普及啓発事業として、映画上映や講演会等を実施します。また視覚障がいに関する普及啓発事業も併せて行い、障がい理解や障害者差別解消法で謳われる合理的配慮についての理解を深めていただきます。

三芳太陽の家は、昨年度、新たな施設で事業をスタートしました。これまでどおり、心身に障がいのある方が通所し、様々な活動をしながら日中を過ごす事業を行ってまいります。障がい者就労支援センター事業、就労継続支援B型事業所も移転し、障がい者の就労と生活を支える複合施設となりました。災害時の福祉避難所や重度障がい者のための特殊浴槽等の機能、お弁当やお菓子の製造を行う専用の厨房も備え、様々な障がいを持つ方や関係者の皆さまの共生社会実現の拠点を目指してまいります。

こども食堂は、新型コロナウイルス感染症禍において厳しい状況におかれる子どもたちを支援し、支え合うことができる重要なコミュニティとなっています。今年度も、新しく食堂を立ち上げる方や継続する方への補助をしながら、食堂間のネットワークを図り、様々な皆さまからの支援をすべてのこども食堂で享受できる仕組みを作り、事業の継続を支援してまいります。

国民健康保険については、引き続き、保健事業等の健康づくりや医療費適正化事業等を実施し、安定した運営ができるよう財政健全化に努めます。

(2) 安全安心で活気のある都市基盤の整備

土地区画整理事業については、計画した3か所すべての事業が完了しました。今年度は、産業基盤の整備をさらに進めるため、三芳スマートIC周辺の新規優良企業の誘致や竹間沢通西地区の工業系エリア化の協議を引き続き進めてまいります。

埼玉県の景観計画及び景観条例に基づき、町の景観について保全を図ってまいりましたが、より良好な景観の保全・形成を図るため、景観法に基づき、景観計画や条例を策定できる景観行政団体指定に向けて準備を進めてまいります。また、この指定に先がけ、開発行為等指導要綱を一部改正し、色彩基準等を定め、景観に配慮したまちづくりの実現を目指してまいります。

「建築物耐震改修促進計画」に基づく住宅の耐震化に対する助成に加え、通学路や避難路等に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行する人々の安全を確保するため、撤去工事など改善に向けた助成制度を新たに創設します。

令和の森公園については、誰もが憩い、集い、楽しめる「せせらぎ水辺広場」を築造しました。今年度は、「ドッグラン」、緑地公園にアスレチック、「せせらぎ水辺広場」に「築山」、多目的広場にバーベキュー用の流し台の整備をします。また、公園内に花卉や樹木の植栽を計画的に進めてまいります。

今年度も安全安心で快適な道路環境と円滑な交通環境を目指して整備を進めてまいります。

都市計画道路については、都市間交流や活動の拠点を結ぶ交通軸として安全安心な住民生活と機能的な都市活動が確保できるよう、引き続き、用地取得を進めてまいります。

橋梁の長寿命化については、橋梁26橋の「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検の結果を踏まえた修繕を行い、安全で円滑な道路交通を維持してまいります。また、令和5年度に計画している関越自動車道に架かる東草橋ほか3橋の橋梁修繕について、東日本高速道路株式会社との協議を進めていく予定です。

道路の維持補修については、路面性状調査を実施し個別舗装計画を見直しながら、道路環境の保全と住民の皆さまが安全安心に利用できる円滑な道路交通の確保を図ってまいります。今年度は、町道幹線1号線ほか8路線の道路修繕及び舗装、構造物等の破損箇所の部分的な修繕を実施する予定です。

道路の改良については、安全性の高い道路環境を目指し、道路拡幅計画や小中学校や地域と連携のもと現地の状況把握に努め、実現可能な個所から早期に進めてまいります。また、円滑な道路交通を確保するため、広域的な観点から近隣市との連携を図り、改良に努めます。主な改良個所については、八軒家交差点の測量・物件調査、町道幹線14号線及び21号線の雨水排水対策工事その他車道舗装強化や歩道整備を目的とした道路改良工事を実施する予定です。

スマートICについては、フル化・車種拡大等利便性向上に向けて、昨年度から上り線側本

体工事に着手し鋭意事業を進めています。今年度、町道上富69号線の付替工事がおおむね完成します。付替え後、すみやかに下り線側本体工事を進めてまいります。関越自動車道を跨ぐ町道幹線14号線の東永久保1号橋歩道橋の上部工事主要アクセス道路の安全対策の一環として鋭意整備を進めています。また、主要アクセス道路の安全かつ円滑な交通誘導を図るため案内標識設置工事を実施するとともに、ふじみ野市道E-177号線の道路改良をふじみ野市にお願いしてまいります。

昨年度は、70歳以上の高齢者を対象に「公共交通補助事業」「高齢者免許返納事業」を実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者や登録者については想定より少なかったと考えています。また、ライフバスの8番線新路線の運行を開始することができました。新路線を始めとした利用者の動向をモニタリングする中で、さらなる路線の改善を図ってまいります。

今年度は、高齢者への補助金の拡充を図るとともに、免許返納についてもさらなる周知を図ってまいります。また、既に一部地域で取り組まれている地域ボランティアによる乗り合い・移動サービスに対し、保険の加入金負担等により支援をしてまいります。

子どもたちの通学路については、昨年度、バスの新路線の運行が始まった藤久保3区及び藤久保5区の交差点等に交通安全啓発員を配置し、延べ万人の皆さまに啓発活動を実施しました。今年度は、保護者の皆さまからご意見をいただいた幹線19号線について、ご意見を踏まえ車両の通行状況等を整理し、安全対策を進めます。

防災・減災につきましては、地域住民対象の防災講座を実施し、自助・共助の意識が更に向上するよう引き続き啓発を進めます。これにより、地域連携避難訓練時の安否確認訓練の参加者増を目指してまいります。

住宅火災における安全を確保するため、住宅用火災警報器の設置費用の一部を補助します。また、避難所案内看板を更新し、住民の皆さまの更なる安全安心に繋がります。

避難所の備蓄品については、女性用使い捨て下着の整備と生理用品の更新を行うとともに、使用期限等が到達する備蓄品の有効活用が図れるようデータベースを作成します。

災害時に一人で避難することが困難な要援護者に対しては、「災害時要援護者避難支援プラン」の個別計画をきめ細やかに策定するとともに、福祉避難所の備蓄品の充実についても検討してまいります。

消費者トラブルへの対応については、専任相談員による相談を行うとともに、地域や学校と連携して、高齢者や民生委員、小中学生等への消費者教育や啓発を引き続き実施してまいります。また、県消費生活課及びNPO法人埼玉消費者被害をなくす会と連携し、地域社会で活動できるサポーターの養成講座を引き続き開催します。消費者に必要な知識や情報を提供し、被害防止と賢い消費者の育成に努めます。

(3) 効率的で質の高い行政サービスの提供

令和6年度から8年間の計画となる「第6次総合計画」に向けて、今年度より2か年をかけて策定を行ってまいります。SDGsの目標達成となる2030年及び脱炭素社会の実現となる2050年に向けて並走する計画を意識しつつ、策定を進めてまいります。今年度は、住民の皆さまの意見を聴取し計画に反映するため、住民意識調査やワークショップを開催してまいります。

地方分権改革の進展に伴い、これまで以上に公正で合理的かつ能率的な行政運営が強く求められており、監査委員の果たす役割についても、ますます大きくなっています。限られた財源の中で、効率的かつ効果的に事務事業を執行するため、また、監査委員の独立性を確保し、監査機能を更に充実・強化していくため、国家資格を持つ者を監査委員に選任します。これまで以上にリスク管理を高め、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。

国は、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を図る観点から、地方自治体が行う基幹業務の標準化を含むガバメントクラウドを、令和7年度から本格運用することとしています。町においても、しっかりと情報収集を行いながら、将来を見据えた電算処理システムの構築等について検討を進めてまいります。

昨年度、庁内の資源やコストの削減等を目的としたペーパーレスシステムを導入しました。今年度は、これを本格的に運用し、更なる資源やコストの削減等を進めるとともに、RPAやAI-OCRなど新技術の活用により、行政事務の効率化を進めてまいります。

町と県及び法務局との通知を電子化する「登記済通知書連携システム」を導入します。各施設に出向くことなく電子により課税データを連携することで、事務の効率化と税務のデジタル化を推進します。

また、新型コロナウイルスの感染拡大期においても、分散勤務など感染対策を図りながら業務が継続できるよう、テレワーク環境を整備してまいります。

住民の皆さまには、マイナポータルを利用した申請や、電子申請・届出サービスの対象手続の拡大により、申請手続の簡素化等を図り、住民サービスの向上に努めてまいります。

役場や出張所を訪れる住民の皆さまの感染防止、利便性向上の観点から、証明書等発行時の支払いについて、キャッシュレス対応とセミセルフレジを導入します。

地方税の電子納税については、令和5年度から、従来の法人町民税、個人住民税の特別徴収分に加え、2次元コードを納付書に印刷することで対象税目が拡充されます。今年度は準備段階としてシステム改修を実施します。

スマートフォンの決済アプリを利用した電子決済サービスについては、今年度も新たな収納方法について拡充してまいります。ペイジー口座振替受付サービスについても、引き続き口座振替の利用促進に向けて取り組んでまいります。

マイナンバーカードについては、健康保険証利用、公金口座登録等マイナポイントによる普及施策を実施しながら、全ての住民の皆さまへの交付を目指してまいります。また、住民票や印鑑証明のコンビニ交付に関しましては、引き続き継続して実施してまいります。

老朽化が進む藤久保地区の文化行政ゾーンについては、昨年度、「藤久保地域拠点整備基本計画」を策定しました。今年度は、施設に求める性能を示した要求水準書を取りまとめ、民間事業者の選定を行います。「集い・学び・育つ輝く未来創造拠点」を目指し、未来に向けて長く住民に愛され、賑わい、交流が生まれる町のランドマークとなる施設建設の準備を進めてまいります。

公共施設の老朽化により、施設の維持管理や更新に多額の費用を要するため、令和2年度に「公共施設マネジメント基本計画」に基づく個別施設計画を策定しました。今年度は、「第1期アクションプラン」の見直しを行い、公共施設の総合管理を推進してまいります。

これにより、役場庁舎については、1階トイレの洋式化改修工事と庁舎屋上防水工事を実施します。また、集会所については、北永井第3区第2集会所の屋根及び外壁塗装の改修工事、ホールの床の劣化が激しい藤久保第6区及びみよし台第1区集会所の床面の改修工事を実施します。そのほか、バリアフリーや新型コロナウイルス感染症対策として、スロープ・手すりの修繕や手洗いに自動水栓を設置してまいります。

地方公務員法の改正により、令和5年度から地方公務員の定年を段階的に引き上げることとなりました。限られた人員の中で効率的かつ効果的に行政を運営できるよう、条例等例規の改正、人事評価制度の見直し、システム改修等制度の構築を進めてまいります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、保有する個人情報について、全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の個人情報保護委員会に一元化する等の措置が講じられることとなりました。これにより、町でも条例等規定の大幅な改正が必要となります。運用において適正に対応できるよう研修会等を実施してまいります。

多様化する社会情勢の中、これまで以上に自律的かつ戦略的に地域課題に向き合い、「三芳町のために」という意識や主体的に行動できる職員が求められています。先駆者や時代のリーダーに学ぶ研修、柔軟な発想を学べる研修、町長と若手職員のトークセッション等により、職員のモチベーションを高めエンゲージメントの向上を図ります。また、国や地方自治体への派遣や人事交流、彩の国さいたま人づくり広域連合への派遣研修、自主的能力開発への支援等により、スペシャリストとしての自治体職員の育成を図ってまいります。

町の情報発信ツールとしての「広報みよし」については、これまで2次元コードを介した動画等へのリンクを活用するなど内容を充実し発信してきました。これからも先端ICT技術を活用した情報発信の方法等を研究し、紙面デザインや内容を工夫し、更に充実してまいります。また、SNS等様々な媒体を活用し、多くの世代に情報を届けてまいります。

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

(1) 自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進

「(仮称) みよしフォレスト・シティ構想」を策定します。

本構想は、SDGsのゴールと連動した「第5次総合計画」やその関連計画として位置づけられている「都市計画マスタープラン」「緑の基本計画」などと整合を図り、「第6次総合計画基本構想」の柱となり得るプレ構想と位置づけ策定してまいります。策定にあたっては、「政策研究所」を活用し、専門のアドバイザー、市民研究員や職員研究員を中心に取り組んでまいります。

CO₂の吸収効果を高め、地球温暖化を防止するとともに、木々の緑あふれる豊かな街並み景観の形成を目指します。いも街道には、歩道拡張工事が完了したところに順次けやきを植栽します。また、総合拠点である役場周辺、地域拠点、公園、街路等公共施設に植樹をします。植樹にあたっては、町の予算だけでなく、民間企業、団体、住民の皆さまからの寄附を募り、樹にネームプレートを設置するなど、町をあげて皆で植樹の取組を活性化してまいります。さらに、住民の皆さまにも宅地内に植樹をしていただけるよう、シンボルツリーとなる苗木を配布します。

庁舎3階庭園を「(仮称) 憩いのオープンカフェ」とし、ベンチ・テーブルを設置し、住民の皆さまが総合拠点に訪れた際の憩いの場を創設します。

昨年度のふるさと納税寄附額は、3億5千万円を超え、過去最高の寄附額となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により在宅する機会が増え、eコマースによる買物需要が増えたものとみています。

今年度においても、制度の普及による新規需要とリピーターの増加に期待がもてることから、魅力ある返礼品の開拓や宣伝に力を入れ、昨年度以上の寄附額を目指し、町のアピールをしてまいります。

新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックを受け、外国人観光客が激減している中、遠方への外出を自粛し地元や近隣への宿泊や日帰り観光を楽しむマイクロツーリズムが見直されています。

昨年度は、農業遺産を中心に平地林や庭園文化を内外に発信していくという視点で、みよし野ガーデンツーリズム協議会を設立し、国の「庭園間交流連携促進計画（探訪部門）」に応募しました。一部審査委員には大変好評でしたが、引き続き計画のブラッシュアップを求められたところです。

今年度は、住民が身近な緑を愛で日頃のストレスを発散し、安全安心に外出を楽しんでもらえるよう、町内ガーデン等の散策パンフレットや農業遺産に関連づけたイベントを計画します。また、庭園イベントの情報共有や庭園管理者を対象とした研修会等を企画します。これらにより、さらに協議会内の意見交換や情報交流を活性化し、計画を磨き上げることで、改めて国の認定に挑戦します。

世界農業遺産への認定やマイクロツーリズムという新たな観光のあり方を考えていく中で、町にはいまだ知られていない多くの魅力があることが改めて確認できました。これら町の魅力と地域の皆さまの協力を通じて、地域経済に貢献する仕組みを構築することができないか、「(仮称) みよしフォレスト・シティ構想」を策定する中で、将来の観光政策の方向性を探ってまいります。

(2) 活力と賑わいのあるまちづくり

「武蔵野の落ち葉堆肥農法」については、令和2年度に国から世界農業遺産への認定申請に係る承認をいただき、昨年度、FAOへ提出しました。また、この農法の視察等に対応できる専門的な知見を有する人材を育成するため、ボランティアスタッフを募集し、「農業遺産コンシェルジュ養成講座」を開催しました。

今年度は、「農業遺産コンシェルジュ養成講座+ (プラス)」として、さらに内容を掘り下げ、他の申請地域とのシンポジウム等による交流、農業遺産とSDGsの関連性、農業体験等を実施してまいります。

また、小学生や一般の方を対象に「農業遺産農業塾」を実施してきました。特に小学生を対象にした塾では、専門的知見を有する講師がこの農法の生み出す土壌について分かりやすく講義いただき、大変好評を得ました。今年度も、引き続き実施してまいります。

この農法が営まれてきた三富開拓地割遺跡は、上富小学校の屋上が重要な見学場所となっています。わかりやすく安全に見学できるよう、経年劣化の見られる解説板や外階段、屋上の手すり等の改修工事を進めていく予定です。さらに、見学コースの整備や旧島田家住宅を活用し、農法的一端を見学できるよう、さつまいも苗床の生態展示を行うとともに、年中行事の再現など直接触れて感じる活動を通じて、歴史や文化、季節の営みを紹介してまいります。

子どもたちへの啓発については、「ジュニア三富塾」を引き続き実施してまいります。

農業者の経営安定を図り、もって効率的・安定的な農産物を生産するための「農業改善補助事業」をはじめとした農業者への補助、各種農業団体に対する補助、農業後継者への補助等を町の農業の活性化のために、引き続き実施してまいります。

「農業振興地域整備計画」については、昨年度、農業者へアンケートを実施するとともに町内の農業の現状を踏まえた基礎資料をまとめました。今年度は、これを基に関係諸法令、関係

行政機関との調整を図り、農業振興地域整備審議会に諮問しながら計画を策定します。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症により、休業や時短営業等の要請があった飲食店、商工業者等に対して、国、県の支援や協力金の周知等を行いました。また、地域経済対策として商工会と連携し「地域応援ふれあいクーポン券事業」「中小企業応援給付金事業」「みよし発見！まるごとスタンプラリー事業」等の実施により商工業者の支援、地域経済の活性化、消費拡大等に繋がったところです。今年度も引き続き、商工会と連携し「地域応援ふれあいクーポン券事業」等を実施し、商工業の活性化に向けて努力してまいります。

中小企業に対しては、設備投資を支援するため、生産性向上特別措置法に基づき、固定資産税の特例措置等の支援をしてきたところです。また、商店街に対する補助についても継続して実施してまいります。

スマートICフル化等整備が進められる中、町道幹線3号線みどり共生産業ゾーンに進出した物流施設3社全てが稼働を開始しました。さらに、スマートIC周辺を始めとした既存の事業所においても、事業拡大の増改築などが行われています。

今年度は、更なる企業誘致・留置の促進を図るため、進出を検討している企業への細やかな情報提供や既存の事業所への企業訪問、アンケート調査等を実施し、要望や意向の把握を行ってまいります。

内職に関する相談、斡旋を行うことにより、働く意思と能力を持ちながら家庭外で働くことが困難で、雇用の機会を得ることができない方に対して、可能な雇用提供を今年度も引き続き実施してまいります。

(3) 快適で持続可能な環境基盤の整備

家庭から排出されるごみを適正に処理することは、生活環境の保全や公衆衛生の向上とともに循環型社会を構築するうえで、大変重要なことです。「一般廃棄物処理基本計画」が中間年を迎えることから、後期基本計画を策定します。新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化なども踏まえつつ、引き続き資源リサイクルの推進とごみの減量化に努める計画としてまいります。

省エネルギーを推進するため電気自動車を導入するとともに、住民の皆さまの電気自動車等自家用車の購入に対する補助を実施します。また、シェアサイクルなどの環境にやさしい交通移動手段を促進します。さらに、昨年度まで実施してきた太陽光発電システムの設置費用の補助を拡大し、再生可能エネルギーの一層の利用促進を図ります。

学校給食残渣の発電利用を開始します。ふじみ野市・三芳町環境センターで焼却処理されていたものを同敷地内のバイオマスプラント施設で処理することで、ごみの焼却量の削減と有効活用を図ります。

旧清掃工場の跡地については、解体工事などすべての準備行為を完了し、町と事業者で30年間の事業用定期借地権設定契約を締結します。跡地の有償貸付により将来にわたって貴重な財源収入が確保されることとなります。今年度は跡地利用施設の建設に向けて、引き続き事業者と協議を進め、跡地の有効活用に努めてまいります。

水道事業については、安全安心の安定供給に向けて、引き続き計画的に工事を実施します。主に取水井導水管布設替や取水井改修工事などを実施します。配水管についても、計画的に耐震化を図るため、引き続き、竹間沢東地区の配水管布設替工事を実施します。本工事については、今年度末で進捗率が65%となります。

一般下水道雨水対策事業につきましては、引き続き調整池等整備や雨水排水施設の適正な維持管理に努めます。今年度は、下水道法改正により、台風や強雨により増水した河川から下水道への逆流による浸水被害の発生を防止する観点から、柳瀬川に備わる竹間沢東樋管において水位計、カメラを設置します。

公共下水道については、令和2年度に策定しました「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の点検・調査による計画的な施設管理の最適化を進めてまいります。

平成28年度より継続して実施している指定避難所等重要な施設への汚水機能を確保する下水道管とマンホール接続部の耐震化工事については、令和5年度の完了を目指しているところですが、今年度は、指定避難所となる竹間沢小学校及び防災本部となる本庁舎付近のマンホール11箇所を施工します。これにより、進捗率は84.7%となります。

むすびに

春は花夏ほととぎす秋は月
冬雪さえて冷（すず）しかりけり

「本来の面目」と題する道元禅師の歌です。

1968年、ノーベル文学賞を受賞した川端康成が、「美しい日本の私」と題した講演の冒頭で紹介しています。（※6）

この歌は、日本の四季の美の歌です。古来の日本人が、春、夏、秋、冬に第一に愛でる自然の景物の代表を、ただ四つ無造作に並べただけの、月並み、平凡な歌と言えます。しかし、日本においては、山川草木、森羅万象、自然のすべて、そして人間感情も含めて美を現わす伝統があり、日本の真髄を伝えたものだと言います。

人は、「美」の中に生きる意味や価値を見いだして生きています。日本人は、山川草木、森羅万象、自然の中に人間存在の根源的な価値を置いていると言っても過言ではありません。日本仏教では「山川草木悉有仏性」、山川草木に仏性が宿っている、あるいは仏そのものであると説き、日本の伝統的な民族信仰でも「八百万神」と言い、自然が畏き存在とされてきました。

カールスルーエ市の緑化政策で目を引いたのが「ビオトープ」という概念でした。「ビオトープ(Biotop)」は、ギリシャ語の「Bios（生命）」と「Topos(場所、空間)」を組み合わせたドイツの造語で、日本語に直訳すれば「生き物の棲むところ」です。

ビオトープを広く解釈すれば、「地球」「海洋」「森林」「草原」「沼地」などで、それぞれ固有の生態系が保たれている空間です。また、「1本の木」も小動物・鳥・昆虫が棲む固有の生態系であり、「1枚の木の葉」にも昆虫・細菌・バクテリアの生態系があります。ビオトープには広い意味があり、時として哲学的な概念を含んでいます。こうしたビオトープの考えに基づき、カールスルーエ市では多様で大小のビオトープを保全しながら緑化政策を進めています。

「山川草木悉有仏性」という自然観と「ビオトープ（生き物の棲むところ）」という哲学的概念は、洋の東西の価値観は異なれども、自然と共に、自然の中に生きている根源的な人間存在の様態を示していることは同じであるように思えます。

その美しい自然を湛えている地球、それは、「生き物の棲むところ」であり「人間が棲むところ」です。その地球が、プラネタリー・バウンダリーに直面しています。

良寛が

形見とて何か残さん春は花

山ほととぎす秋はもみぢ葉

と辞世の句を残しています。

この句には、良寛が自分の命に限りが来たとしても、美しい自然を残したいという願いと、同時に、私は永遠にこの自然の中で生きているという境地を歌ったものだと思います。

良寛の生きた江戸時代は、美しい四季のある自然は疑うべくもない既存のものでした。しかし、現代ではガラスのように割れやすい存在となってしまいました。私たちは、そのことを強く意識し、未来の子どもたちのために、花、月、もみぢ葉など折々の美しい四季を残していかななくてはなりません。

『環境先進国ドイツの今』は、松田雅央氏がドイツの環境政策の先進地方自治体カールスルーエ市の取り組みを著書にしたものです。

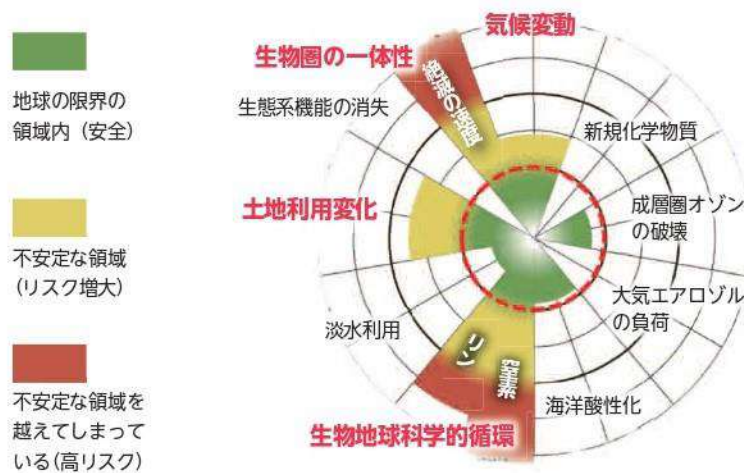
氏は、日本の地方自治体が環境政策に取り組んでいくには、長期展望と実行力が重要であると指摘し、次のように結んでいます。

「不遜を承知で書かせていただくと、日本の地方自治体に求められるのは「良識を持った政治家」「スペシャリストとしての自治体職員」「実力のある市民団体」を育てること。遠回りのようだが、それが環境と調和した魅力ある地域づくりへの近道ではないだろうか。」(※5)

私自身も肝に銘じてまちづくりに励んでまいります。

住民の皆さま、並びに議員各位におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の令和4年度施政方針とします。

- ※1 『あなたが世界を変える日 12歳の少女が環境サミットで語った伝説のスピーチ』(学陽書房)
- ※2 『小さな地球の大きな世界～プラネタリー・バウンダリーと持続可能な開発』(丸善出版)
- ※3 ※2の中で、地球の環境容量を科学的に表示し、地球の環境容量を代表する9つのプラネタリーシステム(気候変動、海洋の酸性化、成層圏オゾンの破壊、生物地球科学的循環、淡水の消費、土地利用の変化、生物多様性、大気エアロゾルの負荷、新規化学物質)を対象として取り上げ、そのバウンダリー(臨界点、ティッピング・ポイント)の具体的な評価を行ったもの。



- ※4 『明日の田園都市』エベネザー・ハワード(鹿島出版会)
- ※5 『環境先進国ドイツの今～緑とトラムの街カールスルーエ』松田雅央(学芸出版社)
- ※6 『美しい日本の私』川端康成(講談社現代新書)